

# い〜な食育応援隊事業概要

## 1 目的

外食や惣菜等の利用の機会が多くなっている現在、利用者が飲食したメニューの栄養価等を知り得る機会や栄養バランスのよいメニューや地元の農産物を使用した食事等の提供を求める声が高まってきている。

い〜な食育応援隊事業は、これら食に関する事業者等の連携を図り、食育推進の機運を高め、健康や食育に関する普及啓発・情報発信等を行うことにより、住民が自分に適した食環境を選択し、自主的な健康づくりができることを目的とする。

## 2 事業実施機関

伊那市健康推進課、伊那市食育推進会議

## 3 対象

伊那市内にある飲食店、食事を提供する宿泊施設、食品の製造・流通・販売、農産物生産者など、全ての食品関連事業者や事業所。

## 4 事業内容

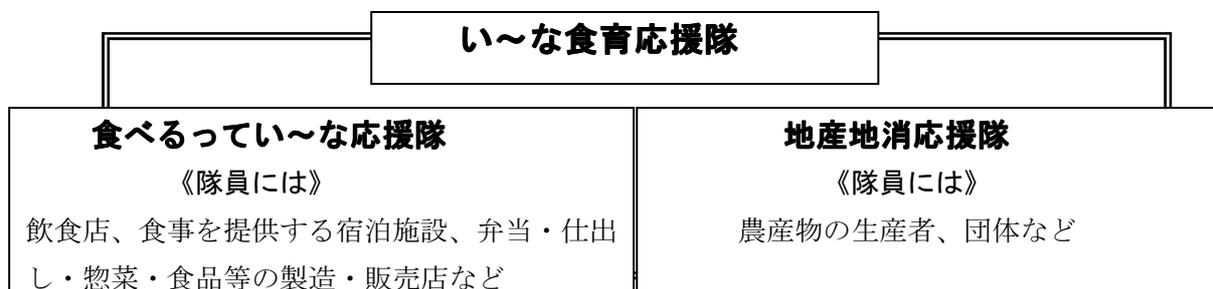
- ・本事業にふさわしいシンボルマークを市内の中学生、高校生（市内の高校に通う生徒も含む）から公募し、隊員証・ポスター等に活用することにより事業の周知や促進を図る。
- ・隊員登録への呼びかけを行い、隊員数の増加を図ることにより、健康等に配慮した食環境の整備や地産地消の推進を図る。
- ・隊員登録者には掲示用の隊員証とポスターを進呈する。
- ・隊員登録者の名称・所在地・認定の対象となった取組み内容を公式ホームページ・市報等を活用し広く住民に情報発信し、周知を図る。
- ・食環境を整えることにより、住民の自主的な健康づくりを支援する。
- ・伊那市の食育の推進を図る。

## 5 組織

い〜な食育応援隊は「食べるっつい〜な応援隊」と「地産地消応援隊」から構成する。

「食べるっつい〜な応援隊」は飲食店、仕出し・弁当店、惣菜店、食事を提供する宿泊施設、食品の製造・流通・販売等を行っている事業者や事業所等とする。

「地産地消応援隊」は農産物の生産者、団体等とする。



## 6 指定基準について

い〜な食育応援隊の隊員になるには、各応援隊の定める指定基準に該当すること。

### (1) 「食べるってい〜な応援隊」指定基準

A～Eの項目のいずれかに取り組んでいる食品関連事業者等。

A	栄養表示をしている (①②のいずれかで可)	①定食や利用頻度が高いメニューなど3品以上に、エネルギー、たんぱく質、炭水化物、脂質、塩分を基本に表示している。 ②定食や利用頻度が高いメニューなど3品以上に、食事バランスガイドで表示している。 【「食事バランスガイド」の詳細は厚生労働省・農林水産省のホームページ参照】
B	ヘルシーメニューを提供している	「信州食育発信 3つの星レストラン」の目安量に準じたメニューを提供している 【詳しくは表1参照】
C	産地表示をしている	①定食や利用頻度が高いメニューなど3品以上に、主な原材料の産地を表示している。
D	地産地消に取り組んでいる (①②のいずれかで可)	① 上伊那で収穫された農産物を3種類以上メニューや製品に使用し、表示している。 ② 上伊那の農産物を3種類以上表示し、販売している。
E	個別対応ができる	高齢者、乳幼児、疾病、食物アレルギーなどに配慮したメニューがある又はオーダーに対応ができる。

**表1 ヘルシーメニューの基準（「信州食育発信 3つの星レストラン※」に準ずる）**

(主食、主菜、副菜の量の目安は食事バランスガイド基本型の1/3程度です。)

項 目		量 の 目 安
主食や おかず	主食（ごはん、麺、パンなど）	2 S V程度（ごはんなら200 g程度）
	副菜（野菜、きのこ、海藻の料理）	2 S V以上（野菜なら調理前重量で140 g以上）
	主菜（魚、肉、卵、大豆の料理）	1～2 S V程度（魚や肉なら30～70 g程度）
	エネルギー	700kcal程度
食塩（1日当たり目標量の40%未満に抑える）		4 g 未満
脂質（1日当たり目標量の40%程度にする）		20 g 程度
栄養成分表示等		食事バランスガイドや栄養表示基準に沿って表示する。
食塩や脂質の摂り過ぎに配慮して、野菜はしっかり食べられる！		
1	<p>おすすめメニューは、定食でも単品メニューの組み合わせでもOK。例えば・・・</p> <p>① 定食メニューで提供 定食のような1食単位で提供されるメニューについて、上記の基準を満たしたメニューを提供する。</p> <p>② 単品メニューを組み合わせで提供 上記の基準を満たすように、単品メニューの組み合わせ方法を示す。</p>	
※ 詳しくは長野県の公式ホームページ参照		

## (2)「地産地消応援隊」指定基準

次のいずれかに取り組んでいる農産物生産者等

- ① 農林水産省の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に沿って、長野県、JA、各組織等が作成したGAP基準に基づき管理された農業生産物を、市内の販売店、飲食店、集団給食施設に収めている市内の生産者、団体等。
- ② エコファーマー制度の認定を受けている農業者（農業生産法人を含む）。

## 7 指定について

### (1) 申込みから指定までの手順

#### ①申込み

「い〜な食育応援隊」登録希望者（以下「希望者」とする）は申込書（様式1）に必要事項を記入し、伊那市食育推進会議事務局（以下「事務局」とする）に提出する。地産地消応援隊で登録の場合は、GAP基準に基づき生産された農産物であることを証明するチェックシートの写し、又はエコファーマーマークの写しを添える。

#### ②受付期限

1期（4月1日～6月30日）      2期（7月1日～9月30日）  
3期（10月1日～12月31日）      4期（1月1日～3月31日）

#### ③調査

事務局は、受付期ごと、希望者の内容に相違がないか調査訪問し確認をする。

#### ④調査結果の報告

事務局は結果について判定委員会に報告し承認を得る。判定委員会は伊那市食育推進会議の委員6名で構成する。

⑤伊那市食育推進会議は希望者を「い〜な食育応援隊」（以下「応援隊」とする）として台帳に登録し、隊員証を進呈する。

⑥応援隊は隊員証を店舗等に掲示し、利用者への啓発に努める。なお、第三者へ隊員証の貸与あるいは譲渡をしてはならない。

⑦伊那市食育推進会議は事業が円滑に実施されているか定期的に応援隊を巡回する。登録内容通りに行われていない場合、指導のうえ改善がみられない場合は登録を抹消する。

### (2) 登録内容の変更および中止について

①応援隊は、登録の対象となった事業の内容等に変更（中止）が生じた場合は速やかに変更（中止）届（様式2）を事務局に提出する。

②事務局は変更（中止）内容を確認し、判定委員会に報告する。

③伊那市食育推進委員会は台帳の登録内容の変更又は取り消しを行う。

④応援隊は中止後に隊員証の掲示はしない。

## 8 経費

い〜な食育応援隊の申込みにあたり、入会金・会費等は徴収しない。

問合せ先：伊那市役所健康推進課保健係《伊那市食育推進会議事務局》

電話：78-4111（内線2338）      F A X：74-1260      E-mail：ken@inacity.jp

